

中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

( 年分 )

氏名 \_\_\_\_\_

資産区分	租税特別措置法第10条の3第1項各号の該当号	①	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
	種 類	②					
	機 械 装 置 等 の 名 称	③					
	取 得 年 月 日	④	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	指定事業の用に供した年月日	⑤	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額又は製作価額	⑥		円	円	円	円	円
改定取得価額 (⑥又は⑥× $\frac{75}{100}$ )	⑦						

所得税額の特別控除額の計算

本年分	取得価額の合計額 (⑦の合計)	⑧	円	前 年 繰 越 分	差引本年税額基準額残額 (⑪-⑫)	⑮	円
	税額控除限度額 (⑧× $\frac{7}{100}$ )	⑨			繰越税額控除限度超過額 (⑮の「 年分」(前年分))	⑯	
	調整前事業所得税額	⑩			同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑮と⑯のうち少ない金額)	⑰	
	本年税額基準額 (⑩× $\frac{20}{100}$ )	⑪			調整前事業所得税額超過構成額	⑱	
	本年税額控除可能額 (⑨と⑪のうち少ない金額)	⑫			本年繰越税額控除額 (⑰-⑱)	⑲	
	調整前事業所得税額超過構成額	⑬			所得税額の特別控除額 (⑫+⑲)	⑳	
	本年税額控除額 (⑫-⑬)	⑭					

翌年繰越税額控除限度超過額の計算

年 分	前年繰越額又は本年税額控除限度額	本年控除可能額	翌年繰越額 (⑳-㉑)
	㉑	㉒	㉓
前年分 (前年分)	円	(⑰の金額) 円	
本年分	(⑨の金額)	(⑫の金額)	外 円
合計			

機 械 装 置 等 の 概 要

--

## 中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者である中小事業者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の3第3項、第4項に規定する中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の3」と記載してください。

### 1 記載要領

- (1) 「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当号を記載します。
- (2) 「②」欄及び「③」欄には、特定機械装置等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類又は設備の名称を記載します。
- (3) 「⑥」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑦」欄には、措法第10条の3第1項第4号に掲げる減価償却資産については、「⑥」欄の金額に $\frac{75}{100}$ を乗じて計算した金額を記載し、同項第1号から第3号に掲げる減価償却資産については、「⑥」欄の金額を転記します。
- (5) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii \text{（※2）}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅等新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所法93）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法165の5の3）、非居住者に係る外国税額控除（所法165の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (6) 「⑬」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑨」欄のBの金額を記載します。
- (7) 「⑮」欄には、「⑪」欄の金額から「⑫」欄の金額を控除した額を記載します。  
ただし、措法第10条の5の2第3項の適用を受ける場合は『特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額を、措法第10条の5の3第3項の適用を受ける場合は『特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額を当該額から控除した後の額を記載します。
- (8) 「⑱」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑧」欄のBの金額を記載します。
- (9) 「㉓」欄の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合があります。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「調整前事業所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。  
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。
- (10) 「機械装置等の概要」欄には、減価償却資産が特定機械装置等に該当することの詳細を記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条の3